

みや わか

市議会だより



6月定例会

| | |
|-------------------|------|
| 会議結果及び教育委員会委員の任命等 | 2 |
| 採択された意見書 | 3 |
| 各常任委員会報告 | 3~4 |
| 市長報告 | 5~6 |
| 一般質問 | 7~11 |
| ちよっと一言、編集後記、まちの話題 | 12 |

審 議 結 果 報 告

6 月 定 例 会

| 議案番号 | 議 案 名 | 議決内容 |
|-----------------|------------------------------|---------|
| 同意第 4 号 | 宮若市教育委員会委員の任命について | 全員賛成 同意 |
| 同意第 5 号 | 宮若市固定資産評価員の選任について | 全員賛成 同意 |
| 承認第 1 号 | 専決処分の承認について | 全員賛成 承認 |
| 承認第 2 号 | 専決処分の承認について | 全員賛成 承認 |
| 承認第 3 号 | 専決処分の承認について | 全員賛成 承認 |
| 議案第 28 号 | 民事調停の申立てについて | 全員賛成 可決 |
| 議案第 29 号 | 宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について | 全員賛成 可決 |
| 議案第 30 号 | 市道路線の廃止について | 全員賛成 可決 |
| 議案第 10 号 | 若宮町自然環境保護条例等を廃止する条例の制定について | 継続審査 |
| 議員提出議案 第 4 号 | 排水ポンプの設置を求める意見書 | 全員賛成 可決 |
| | 宮若市農業委員会委員の推薦について | 全員賛成 推薦 |

| 議案番号 | 議 案 名 | 議決内容 |
|----------------|-----------------|------|
| 27 請願 第 1 号 | 排水ポンプの設置に関する請願書 | 採択 |

教育委員会委員の任命及び 固定資産評価員の選任

6月5日の本会議において、宮若市教育委員会委員に次の方を任命し、宮若市固定資産評価員に次の方を選任する事に決定しました。

◎宮若市教育委員会委員

古野 正隆 氏

◎宮若市固定資産評価員

山中 敏範 氏

農業委員会委員の推薦

6月18日の本会議において、宮若市農業委員会委員に次の方を推薦する事に決定しました。

◎宮若市農業委員会委員

松村 静子 氏

寶部 勝 議員

中尾 ハギ子 議員

排水ポンプの設置を求める意見書

全員賛成で可決

鶴田自治会の雨水排水は、舞鶴川を経て犬鳴川へと流れ込んでいる。この舞鶴川は、小原溜池から水町地区、大之浦東西区、東町の一部、桃山、鶴田自治会を流れている。

昨今、ゲリラ豪雨と言われる集中豪雨が全国各地で発生し、甚大な被害を及ぼしている。鶴田自治会においても、平成11年、21年、22年の集中豪雨では自治会内の県道・市道は冠水し、家屋は床下浸水の寸前となった。避難所でもある鶴田公民館の周辺道路は、膝下まで冠水し、避難できない状況となり、住民は、水害に対し、日々不安を抱えている状況である。

また、集中豪雨の際には、東部地区を流れる迎野川樋管の手前から舞鶴川に雨水が流れ込み、これも鶴田地域の内水が上昇する要因となっている状況である。

よって、地域住民に対する安全、安心の生活確保と、その憂いを最小限に留めるため、犬鳴川右岸（鶴田、磯光、上大隈）の状況を考察していただき、適切な位置に内水排水ポンプの設置するよう国に強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先：国土交通大臣、国土交通省九州地方整備局長、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長

— 6月定例会 —

委員会報告

総務委員会

委員長 茅野 勝

専決処分の承認について(宮若市税賦課徴収条例の一部を改正)

これは、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、3月31日の専決処分の承認を求めるものです。

主な質疑として、「軽減分は国などから補填されるのか。」との質問に対し、「補填されると聞いていますが、明確に何%とは示されていない。」との回答がありました。また、「毎年3月31日で専決されるが、国は意識的にやっているのか。」との質問に対し、「説明を聞く限りそうだったところは感じない。」との回答がありました。

全員賛成で承認

専決処分の承認について(宮若市国民健康保険税条例の一部を改正)

これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、3月31日の専決処分の承認を求めるものです。

主な質疑として、「軽減分と増収分は相殺されるのか。」との質問に対し、「軽減をされる税額は市、県、国で補填するので、合計の税額は減らないが、低所得で軽減される方は増加する。」との回答がありました。また、「低所得者の減額分は、国、県から補填されるが、その財源には消費税が充てられるのか。」との質問に対し、「この財源は、消費税増税分のうち、国保に補助されたものの一部が充てられる。」との回答がありました。

全員賛成で承認

**専決処分の承認について
(平成27年度宮若市国民健康
保険特別会計補正予算)**

これは、平成26年度の国民健康保険特別会計の決算が赤字であるため、不足額について繰上充用を行なう旨の専決処分の承認を求めます。繰上充用の額は、2億9,600万円です。

主な質疑として、「法定内繰り入れには何があるのか。」との質問に対し、「大きく言うと、国保運営のための総務費、保険税の軽減分の金額、出産育児一時金の3分の2、宮若市が国保を運営するために国の基準により支出する財政安定化支援金の4つである。」との回答があり、「総務費以外は財政補填となっているのか。」との質問に対し、「年間医療給付費の分の補填となっている。」との回答がありました。

この他、「窓口が別になっているのがおかしいのではないか。税としての窓口を一本化しないといけないのではないか。」との意見がありました。

最後に、今後は繰上充用を行うような運営を行わないことを要望しました。

全員賛成で承認

**宮若市税賦課徴収条例等の
一部を改正する条例の制定
について**

これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正するものです。

主な質疑として、「申告手続きの簡素化のワンストップサービスについて詳しく聞きたい。」との質問に対し、「今までの制度では必ず確定申告が必要であったが、今回の制度改正により、条件が揃った場合、確定申告が不要になるものである。これは、年末調整を行った給与所得者などの確定申告が不要な方が大前提の話である。」との回答がありました。

全員賛成で可決

**若宮町自然環境保護条例等を
廃止する条例の制定について**

これは、平成27年3月議会において継続審査と決していたもので、内容は、合併に伴い宮若市暫定条例とされた若宮町自然環境保護条例等について、廃止を行うものです。

主な質疑として、「ドリームホープの横の問題で田に土が盛ってあると思うが、この条例の中のどれになるの

か。」との質問に対し、「田に土を入れるのは農地法が適用され、農地法上の転用などの許可が必要となる。農地以外の土地の埋立てには、若宮町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の関係になる。」との回答がありました。

委員から、「今議会で結論を出すのは早計ではないか。」との意見があり、これについてのさしたる反対討論もなく、全員異議なく継続審査と決しています。

継続審査

産業建設委員会

委員長 谷口 重隆

民事調停の申立てについて

これは、支払いの意思がない滞納者、6名に対し、民事調停を申立てるものです。今回は、議案提出後に2名の履行者があり、最終的には4名の申立てになることでした。

主な質疑として、「現在の分割納付者は何名か。」との質問に対し、「入居者では、本人と約束して納付している方が113名、議案で上程した調停、訴訟の成立者で95名となっている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

**市道路線(市道トロノ木線)
の廃止について**

これは、市道トロノ木線の区間179・9mが一般の道路の用に供するものでなくなったために廃止とするものです。該当路線の現地視察を行い、その後、審議を行いました。

主な質疑として、「このような議案を提出する際は、払い下げの価格までを精査してくるのではないのか。」との質問に対し、「議案の廃止が可決されない、土地の評価に進めないで、議決の後の話になる。現在は行政財産であり、市道認定の廃止後、普通財産となった段階で、払い下げが可能になり、不動産鑑定を行うことになる。」との回答があり、それに対し、「評価の際には、適正な価格の設定をしてほしい。」との意見がありました。

全員賛成で可決



市道トロノ木線視察状況

市長報告

◆市長報告 1

宮若市人口ビジョン・総合戦略の取組について

昨年11月に施行されたまち・ひと・しごと創生法において、地方公共団体は、地方人口ビジョンと地域の実情に即した総合戦略を策定するよう努めなければならぬと定められています。

本市も、様々な仮定の下で将来人口推計の分析を行い、平成27年を基本とした宮若市人口ビジョンを策定し、併せて、国が総合戦略において定める政策の4つの基本目標に準じた重点検討項目を柱とした、平成31年度までを計画期間とする本市の実情に即した総合戦略を平成27年度中に策定することとしています。

現在、庁内では宮若市まち・ひと・しごと創生本部や職員などで構成する移住定住対策部会、少子化対策部会、地域活性化部会の3つの専門部会を組織し、総合戦略の検討に取り組んでいます。

今後は、幅広く意見を集約していくために市民、大学教授や誘致企業、地元商工業団体などで構成する宮若市ま

ち・ひと・しごと創生推進会議の設置を行うとともに、議会に対しても経過報告を行い、総合戦略への意見を聞きながら、地方創生への取組を推進していきたいと考えています。

◆市長報告 2

宮若市中心拠点整備基本構想の策定について

◆市長報告 3

宮若市防災拠点施設基本構想の策定について

この二つの基本構想は、平成26年12月議会において、宮若市中心拠点整備基本構想及び宮若市防災拠点施設基本構想の取組について報告を行い、本年3月に策定を行ったところです。

宮若市中心拠点整備基本構想の概要は、基本構想策定の前提では、宮若市新市建設計画を始めとする各種計画の中で、防災拠点を有する新庁舎整備や現市庁舎付近を中心拠点として整備することなどの位置付けについて整理されています。

中心拠点整備に向けた課題の整理で

は、中心拠点内の一体的な土地利用のあり方の整理、建物の耐震強度不足に伴う安全確保の緊急性や防災拠点機能の確保、都市計画道路宮田本白線の整備などを掲げています。

中心拠点の整備に関する構想では、新庁舎の規模の検討や土地利用のゾーニングについて庁舎などの配置の比較検討を行うとともに、事業計画案の検討・今後の課題では、概算事業費の試算や事業手法の検討を行い、今後の整備スケジュール案や課題の整理をしています。

宮若市防災拠点施設基本構想の概要は、宮若市の防災に係る背景、経緯等の整理では、宮若市地域防災計画を抜粋し、防災面から見た宮若市の特性や防災ビジョンなどを改めて確認しています。

上位計画・関連計画では、宮若市新市建設計画を始めとする上位計画における防災拠点となる新市庁舎の位置付けや宮若市防災マップの浸水想定区域図を掲載しています。

基本構想の考え方の整理では、防災拠点整備の必要性や基本方針に基づいて、建築物の構造や諸室、規模を整理し、事業計画に関する考え方の整理では、概算事業費の試算や緊急防災・減災事業債を活用した財源の見通し及び事業スケジュール案や中心拠点整備と

の調整など、整備に向けた課題を掲げています。

中心拠点整備は、本年度、市民アンケートを実施し、市民の意向の把握に努めながら、宮若市中心拠点整備基本計画を策定することとし、防災拠点施設は、広域消防本部などの関係団体・関係機関とも十分に協議を行いながら、本年度に基本設計・詳細設計業務を実施し、平成28年度の工事着工を目指して準備を進めていきたいと考え、いずれの事業も平成27年3月に設置された中心拠点施設整備調査特別委員会の意見を聞き、整備に向けた協議検討を進めていきます。

◆市長報告 4

民事調停の報告について

平成26年9月定例議会において議決された民事調停対象者14名は、3名が申立て前に納付されたため、残りの11名に対し、直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、8名が申立て後に納付され、2名が調停成立しました。残る1名は、調停に出席せず不成立となったため、福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟の申立てを行い、勝訴の判決を得ましたが、その後、分

割納付をされているため、住宅明渡しの強制執行は保留しています。

報告

◆報告第1号

平成26年度宮若市一般会計継続費通次繰越

これは、地方自治法施行令に基づき、繰越計算書を調製したため、報告するものです。

10款3項中学校費の小中一貫教育校建設事業は、継続費の総額を34億9,002万円、設定年度を平成26年度から平成28年度までの3か年として、事業を進め、平成26年度継続費予算現額15億3,951万5千円のうち2億9,250万8千600円を、翌年度へ繰り越しています。

◆報告第2号

平成26年度宮若市一般会計繰越明許費繰越

これは、去る12月及び3月の市議会

定例会で、一般会計補正予算として、議決され、地方自治法施行令に基づき、繰越計算書を調製したため、報告するものです。

内容は、2款1項総務管理費、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業を始めとする9事業、総額5億2,021万6千円となっています。

◆報告第3号

宮若市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越

これは、去る3月の市議会定例会で、簡易水道事業特別会計補正予算として、議決されました。

繰越額は、2款1項事業費の犬鳴ダム維持管理負担金で148万5千円です。

◆報告第4号

平成26年度宮若市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越

これは、去る12月の市議会定例会で、公共下水道事業特別会計補正予算として、議決されました。

繰越額は、2款1項公共下水道

建設費の公共下水道事業で2億2,985万4千円です。

◆報告第5号

平成26年度宮若市水道事業会計予算繰越

水道事業会計予算の繰越は、地方公営企業法に基づき、繰越計算書を調製したため、報告するものです。

繰越額は、1款1項建設改良費の犬鳴ダム施設改良工事負担金で346万5千円です。

◆報告第6号

宮若市土地開発公社の平成26年度事業結果及び決算並びに平成27年度事業計画及び予算の報告について

平成26年度事業結果ですが、土地開発公社は、社会情勢の変化に伴い、その存在意義が問われる中、平成25年度末に保有する全ての土地処分が完了し、平成26年度以降は事業を行わず将来的には解散する方針で、休眠状態での運営を行っていくことが決定されています。

そのため、平成26年度の業務は、宮若市からの出資金などの預金管理業務及び前年度より繰り越しました社会保険料などの未払い金などの経理業務のみでした。

決算ですが、当期における損益計算では、受取利息などにより経常利益が13万3,685円となり、公社が保有していました公用車廃車に伴う特別損失が13万3,340円で、差し引きして当期純利益は、345円となっています。

貸借対照表のうち資本の部中準備金では、前期繰越準備金523万331円に当期純利益345円を加えました523万676円を翌年度に繰越しています。

平成27年度事業計画ですが、本年度の取得計画はありません。

予算は、第2条、収益的収入及び支出のうち、収入では、事業外収益として受取利息の2,000円、支出では販売費及び一般管理費の1,000円と予備費1,000円を合わせた2,000円を予定しています。

なお、平成27年度事業計画及び予算は、去る3月30日に、また、平成26年度事業結果及び決算は5月13日に、それぞれ理事会の承認を受けています。

市民の快適で活力ある生活を維持、発展させる為の今後の施策について伺う。



弓削田 敬

問 住みやすく、住み続けたい宮若市の商業施設や、それに伴う今後のインフラ整備について伺う。

答 市長
第1次宮若市総合計画に基づき、まちづくりの推進に向けた各種施策に取り組んでいます。が、商業の振興では、高齢化が進む中、高齢者などの身近な生活を支える商業の役割は重要となっており、商店などの賑わいや地域交流の場としての活力を再生するためには、観光や農工商、地域コミュニティなどと連携した新たな商業活動の創出、市民の暮らしと密着した商店などの形

成が必要と考えています。

今後も魅力的な特産品の開発や観光との連携により、多くの人々が集う商店の形成のため、まちづくりと一体となった商業の振興を目指すこととしています。

また、快適な市民生活を維持、発展させるためには、上下水道を整備が不可欠であることから、引き続き、整備推進に努めることとしています。

問 高齢者が生きがいをもって生活できる為の今後の施策を伺う。

答 市長

昨年度に、高齢者福祉施策の総合的な推進を図るため、宮若市高齢者福祉計画の見直しを行いました。本計画では、高齢者福祉行政

分野の目指すべき方向を、元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち「みやわか」を基本理念とし、6つの施策の柱の一つとして、いきいきとした生活を続けるための体制づくりを定め、この中で、高齢者がいつまでも生き生きと豊かな生活を送れるように、老人クラブ活動を始めたとした高齢者の地域貢献・社会参加支援、生涯学習活動への参加を促進し、生きがい対策と社会参加活動を推進することとしています。

今後、これらの施策の実現に向けて、関係機関、団体などと連携を深めながら、高齢者の生きがい、社会参加に関する支援などを行いたいと考えています。

宮若市内狭隘道路（幅員4m未満の道路）に対する対策について。



萩本 広房

問 狭隘道路の箇所は把握しているのか。

答 市長

市道認定している道路は、1,301路線で、その内幅員4メートル未満の狭隘道路は928路線です。

問 セットバックの対応はどのようにしているのか。

答 市長

建築基準法上の道路判定がされていない道路に面した土地に建築物を建築する場合は、直方県土整備事務所が、建築基準法第42条に定める道路であるか確認依頼書により道路判定を行い、幅員4メートル未満の道のうち、

県が建築基準法上の道路とみなしたもので、いわゆる第42条第2項道路に該当する場合は、道路中心線から2メートルのセットバックを行う必要があるため、配置図などを確認し適正なセットバックで計画されているか確認しています。

問 緊急車両進入についての対策はどうしているのか。

答 市長

緊急車両の通行が困難であるとして、地元自治会から拡幅要望が出されていた2路線は、平成27年度より、国の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用して、事業を実施しています。

本市所有車輛の防犯への活用について

問 本市所有車輛台数は。

答 市長

平成27年4月1日現在で保有している車輛は、マイクロバスや消防車輛なども含め105台です。

問 防犯への活用はどのようにしているのか。

答 市長

公用車は、子どもを狙った犯罪などの早期発見や子どもが犯罪などの緊急時に避難する場所としてのことも110番の車として使います。また、その内7台は青色回転灯を装備した防犯パトロール車として登録し、パトロール実施者証所持者同乗の上、市内の小中学校通学路周辺を下校時間帯に巡回するなど、防犯に活用しています。

交通事故撲滅を目指して。



染矢 正次

問 市内における事故の状況は。

答 市長

交通事故発生件数は、平成25年が193件、平成26年が197件、平成27年が4月末現在で67件となっております。

問 交通事故防止に向けた啓発活動は。

答 市長

年間四季に併せて交通安全県民運動が実施され、そのうち春と秋に議会、自治会長会、老人クラブ連合会、PTA連合会を始めとした市内の関係機関・団体、事業者などによる宮若市交通安全対策協議会を開催し、各機関・団体の取組について協議を行い、安全運

転意識の向上に努めています。

問 交通事故防止の対策について。

答 市長

交通安全県民運動の実施に併せ、関係機関・団体による市内主要箇所での街頭指導や高齢者や児童・生徒を対象とした安全運転教室などを開催しています。

今後も直方警察署を始め、関係機関・団体との連携を図りながら、交通安全対策に取り組んでいきたいと考えています。

問 宮田東小学校下の点滅信号の交差点は、過去5年間で約20件の交通事故が起こっているがどう考えるのか。

答 総務課長

基本的には啓発活動となるため、小学校や中学校、老人クラブなどで交通安全教室の開催などに努めることが

第一と思っております。また、警察による抑止活動は、直方署と連携を図っていききたいと考えています。

問 事故多発の交差点の児童に対する安全面をどう考えているのか。

答 学校教育課長

今まで、児童が事故に巻き込まれたとは聞いていませんが、学校などからは、その交差点での交通事故が多いという報告を受けています。学校でも、交通安全教育を行い、通学時間帯などには教職員により街頭指導に努めています。

この交差点は、通学路安全点検において危険箇所とされ、路面標示や歩行者が巻き込まれない対策として、ポールを設置しています。また、交通事故が多発していますので、今後とも対策を検討したいと考えています。

定住促進についで。



安永 友則

問 今までの定住促進について、啓発、事業、計画などのようなことを行ってきたのか。

答 市長

定住促進施策は、平成19年度からの就学前までの乳幼児医療の無償化や、平成20年度からの定住奨励金制度、平成25年度からの新婚世帯や子育て世帯を対象とした家賃補助制度などを表施しています。

これらの施策は、市ホームページへの掲載は元より、市内外でのイベントや各事業所、商業施設などでのチラシの配布、地域情報誌などを活用した啓発活動を行ってきました。

問 人口の将来推計からみると、本市の人口の減少はかなり抑制されていると思うが、今後どのような対策を考えているのか。また、それに伴う人口をどのくらいと推計しているのか。

答 市長

平成12年を基準年とする国立社会保障・人口問題研究所の推計人口では平成27年に2万7,300人と見込まれ、平成27年5月末現在、宮若市の人口は2万9,028人であり、1,728人推計を上回る数値となっております。この要因として、定住促進施策が一定の効果を上げていると考えています。

今後の人口推計は、本年度中に策定を行う宮若市人口ビジョン・総合戦略において人口分析を行い、人口減少に歯止めをかけるため

の施策を検討しながら、平成29年度に分譲を予定している全153区画の光陵地区住宅団地のほか、引き続き、定住奨励金制度や家賃補助制度などに取組みながら、定住促進施策を推進していきたいと考えています。

問 世帯数と人口の割合について、どのように分析しているのか。

答 市長

平成27年5月末現在の人口は2万9,028人、世帯数は1万3,015世帯です。

合併時の平成18年2月と比較すると、人口で2,276人の減となる一方、世帯数は639世帯の増となっております。これは、高齢者の入所施設の整備に伴う入所者の増加などが理由として考えられます。

職員の意識改革を問う。



中島 健三

問 職員採用の進め方はどのように進めているのか。

答 市長

3次試験まで実施し、1次では、統一採用試験による教養試験、2次では、作文や適性検査及び集団討論、3次では、面接試験により、最終合格者を決定しています。

問 職員採用後、市長はどのような指導を行っているのか。

答 市長

市の重要施策などについて、経営戦略会議を始めとする内部協議機関を通じて、指示・伝達などを行っています。また、福岡県市町村職員研修所などに職員を派遣し、職員の勤務能率の発揮及び増進を図っています。

問 市民、議会への情報公開と守秘はどのように指導しているのか。

答 市長

情報公開条例に基づく情報開示のほか、広報やホームページなどを活用し、情報提供に努めています。議会に対しては、各定例会で市の主要な施策に関する事業などの進捗状況や成果を報告しています。

また、職員は法により、守秘義務が課せられており、機会をとらえて法令遵守の徹底を行っています。

生活困窮者の自立支援と生活保護行政を問う。

問 生活困窮者自立支援法が4月より施行されたが、なぜ新しい法律が必要なのか。

答 市長

生活困窮者の自立を促進するためには、生

活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援の充実・強化を図ることが必要であるという観点から、生活困窮者自立支援法が施行されています。

問 生活保護受給、全国、福岡県、宮若市の現状を伺う。

答 市長

本年3月時点の生活保護受給世帯数は、全国では、162万2,458世帯、受給者数217万4,331人、保護率17.1%で過去最多となっています。

福岡県では、受給世帯数9万5,995世帯、受給者数13万2,290人、保護率26%、宮若市では、受給世帯数848世帯、受給者数1,193人、保護率41.3%となっています。

(注：%とは、パーミルといい、1000分率です。)

定住化政策と市の教育行政との関わりについて問う。



茅野 勝

問 光陵地区住宅団地について。

答 市長

本年度の整備は、前年度の団地の仮造成工事に引き続き、大之浦東西区側の法面保護工事を始め、計画区域内の道路工事、雨水・排水設備及び下水道などインフラ整備を進める計画です。また、本住宅団地の周辺道路である市道宮田・三坑線の切下げ工事などの整備も進め、平成29年度の分譲開始を目標に、事務事業を推進したいと考えています。

問 当初基本構想段階と現状総工費を基にした一区画当りの単価はいくらか。

答 総合政策部長

基本構想段階での坪単価は、7万2,100円程度です。平均的に一区画が80坪として、576万8,000円となり、現状の総事業費に対する坪単価は8万7,000円程度です。80坪

では696万円程度となります。

問 定住奨励金以外に一区画当たりの金額を補助金で出すような制度の検討は行ったのか。

答 総合政策部長

この光陵住宅団地を安価に分譲を進めていく段階で、それ以外で市内に家を建てる方について、助成制度の検討は行っていません。

その他「第2西部露天掘埋戻しについて問う。」として、「調停条項を遵守し安全に埋立が出来ているのか、又今後どういう計画で進めていくのか。」「調整池はどうなっているのか。」「県との協議はどのように進めているのか。」との質問がありました。

問 定住化と学校教育とは切り離せない要因があると思うがどうなるのか。

学校等整備方針の地域状況について。



神谷 喜久雄

問 各校区の懇談会の状況及び対応は。

答 教育長

宮若西中学校区小学校、幼稚園編の学校等整備計画は、昨年7月に公募による市民で構成された市民ボランティア会議、また、9月には宮若西中学校区の小学校及び幼稚園の保護者、有識者、学校長で構成された宮若市学校等整備計画策定委員会を設置し、再編に伴う課題の対応や再編時期などについて検討してきました。

協議を進めていく中で、それぞれの学校の現状や再編の意義について、保護者に説明を行う必要があることから、平成26年11月から平成27年1月にかけて、第1回目の保護者説明会を行い、その際、お伺いした意見や要望な

どについて整理し、再度、平成27年3月に第2回目の保護者説明会を開催しています。

2回の保護者説明会を受け、本年4月27日の策定委員会において、整備計画の素案が決定され、保護者及び地域の方へ周知するため、地域懇談会を開催しました。

この地域懇談会は、5月中旬から月末にかけて、各小学校区ごとに開催し、参加人数は86名の参加となっております。

今後の対応は、各保護者説明会及び地域懇談会で出された意見や要望、また、現在行っている保護者に対する再編への最終アンケートなどをもとに、保護者及び地域の皆様の意見や要望を丁寧に聞きながら、学校等整備計画を策定したいと考えています。

行政組織の状況について。

問 住民サービスの向上点、様々な課題の処理

対応、人事異動状況は。

答 市長

本市の組織は、平成27年度より本庁が24課62係、若宮総合支所が1課1係で行政運営を行っております。住民サービスの向上は、毎週木曜日に一部窓口業務の時間を延長することも、本庁では庁舎玄関付近に総合案内窓口を設置し、若宮総合支所では一部総合窓口的な観点から組織・機構の見直しを行っております。

様々な課題への処理対応は、現組織体制において、事務分掌規則に掲げる所掌事務に基づき、各課の権限と責任において事務処理を行っております。

職員の人事異動の状況は、同一部署に従事している期間が概ね3年から5年を目安にし、自己申告書や部課長などの意向調査及び総合計画に掲げる主要事業の推進などを考慮の上、人事異動を行い、効率的な行政運営を行うための配置に努めています。

空き家対策について。



吉野 英史

問 市内の空き家の現状及び予測と、市民からの苦情や相談についてどうされているのか。

答 市長

今年度、市内全域にわたる空き家実態調査を実施し、本市の空き家の詳細把握を行うこととしております。また、空き家に関する苦情、相談の対応は、まず現地に赴き状況を確認の上、対象家屋、土地の所有者を調査し、所有者へ連絡、文書通知などを行いながら、あくまでも所有者などの責任を第一義的とし、個別対応をお願いしているところとです。

問 「特措法」施行後の具体的な特定空き家対策は。

答 市長

去る5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されるとともに、特定空家などの判断基準や措置の手續きに関する適切な実施を図るためのガイドラインが示されました。

今後の取り組みとしては、空き家実態調査を実施し、実態把握を行った上で、本市の空き家に係る対策を総合的に定めていくこととしております。

問 空き家の実態調査はどのような内容なのか。

答 まちづくり推進課

市内全域を調査員が現地調査を行います。調査員は外観目視で、空き家の損壊、景観、雑草、庭木の繁茂、状況など各種項目を調査することとしております。また、調査結果は、

市内の空き家に関してデータベース化することとしています。今回の実態調査対象は、一戸建て住宅や店舗兼用の住宅を調査する予定です。

問 空き家対策特別措置法に位置づけられている特定空き家はどのようなもの指すのか。

答 まちづくり推進課

特定空き家とは法律の中に、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある」と認められる「空き家」とされています。

千石地区の環境整備について。



中尾 ハギ子

問 カ丸ダムの付近で骨粉処理が行われていると思うが、その対策などについて地元と市では協議を行っているのか。

答 市長

肥料製造業者が、ラーメン店から排出される豚骨ガラを原料として肥料の製造を行い、豚骨を乾燥させる工程から発生する煙や臭気などが問題となっている。

平成18年の操業当時、千石自治会より事業者に関する悪臭苦情が市に対して寄せられましたので、福岡県に技術的な支援をもらいながら、事業者との協議経過を千石自治会に伝えていきましたが、現在は、継続した悪臭事案とし

て、巡回を徹底し、事業者に対し設備の更新や施設の運用改善を求めた結果、乾燥設備が更新され、一定の改善の兆しがみられているところだ。

今後も悪臭事案の解決に向け福岡県や関係機関と連携し、事業者の操業状況の監視、指導を行っていききたいと考えています。

問 直近の立入検査の結果と状況は。

答 環境保全課長

6月4日に立入調査をし、臭気などの確認をしています。本市所有の簡易測定器では、薬品などを全く使わない工程で、成分が出にくいいため、細かいデータまでは調べていません。操業当時は、機械ではなく、天日干ししていたような状況でしたが、現状は機械を導入し、乾燥させています。古い機械は、

消臭のシステムがついていなかったのですが、県と共に要請し、2台の内1台を新しいものに替えてもらいました。これによりほとんど煙も臭いも出ません。もう1台も早急に新しいものに交換してもらおうよう、県と本市とで業者に対して要請をしているところです。

問 施設内に貯水施設が見えるが、水はどう処理しているのか。

答 環境保全課長

当該施設は、製造過程で水を使うことは一切ありません。恐らく、調整池は雨水と一部の機械の洗浄水が入っています。この時期ですと、水の流入がないところはアオコが発生しています。そういう状況ですので、あの水は県と市でお願いし、ダムのほうには放流をしています。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<http://kaigidb.city.miyawaka.lg.jp/dsweb.exe/>



市議会を傍聴してみませんか。

次回の定例会は
9月2日(水)

開会予定です。

皆さんの傍聴をお待ちしています。

3月定例会では、聴覚障がいの方も傍聴されました。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。

【 小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。 】



護摩焚き(清水寺) 写真提供:写真同好会



市制施行10周年記念高校野球大会



宮若ほたる祭



子ども自転車福岡県大会(吉川小学校出場)

ちょっぴりこころ

●市の規模に対して議員が多い。選挙の時だけでなく、議会も積極的に質疑、発言をしてもりたい。もっと多くの市民に議会に来てもらいたい市のことに関心を持ってもらいたい。

20代 女性

●議員が日頃どのような活動をしているかわからないので、議会だよりで議会だけでなく日頃の活動で何をしているか載せてほしい。

20代 女性

アンケートへのご協力ありがとうございました。今後の議会運営の参考にさせていただきます。

以前から、議会だよりのアンケートに多く要望を受けておりました本会議の資料についてですが、現在、他市町村の状況を調査し、検討を行っておりますので、もう少しお待ちください。

編集後記

6月2日梅雨に入りました。中旬には熊本県などで大雨の被害も出ています。新緑を濡らす雨であれば、とても情緒があります。紫陽花に降る雨であれば、心が和みます。

しかし、この雨が一度牙をむくと、甚大な被害をもたらします。梅雨明けはまだまだ先のこととなりそうです。例年のことですが、梅雨明け間近の大雨や夏のゲリラ豪雨時は、川の様子や農地の状態を確認に行くことはやめましょう。

私は地域消防団員ですが、水がどれほど恐ろしいか、身に染みて、わかっているつもりです。

今年の梅雨の雨が災害をもたらさず、恵みの雨となりますよう、祈るばかりです。

萩本 広房

議会広報調査特別委員会

- 委員長 安河英幸
- 副委員長 茅野勝
- 委員 川口誠
- 委員 神谷喜久雄
- 委員 萩本広房
- 委員 染矢正次
- 委員 吉崎順一